

改正	昭和27年4月22日規則第17号	昭和28年6月18日規則第43号
	昭和31年2月21日規則第7号	昭和32年5月28日規則第27号
	昭和33年5月13日規則第14号	昭和39年3月31日規則第45号
	昭和39年7月23日規則第64号	昭和40年4月5日規則第39号
	昭和40年11月27日規則第86号	昭和47年12月28日規則第44号
	昭和50年3月29日規則第16号	昭和51年2月21日規則第3号
	昭和51年3月31日規則第24号	昭和52年3月31日規則第22号
	昭和59年3月31日規則第27号	昭和63年3月11日規則第4号
	平成3年3月29日規則第16号	平成6年8月1日規則第42号
	平成9年3月31日規則第20号	平成12年3月31日規則第76号
	平成17年3月4日規則第4号	平成19年8月21日規則第78号
	平成20年11月28日規則第66号	平成21年3月27日規則第36号
	平成24年3月30日規則第21号	

香川県建築士法施行細則をここに公布する。

建築士法施行細則

題名改正〔昭和28年規則43号〕

目次

- 第1章 免許（第1条—第10条の14）
- 第2章 試験（第11条—第18条の10）
- 第3章 建築士事務所（第19条—第21条の4）
- 第4章 建築士審査会（第22条）

附則

第1章 免許

追加〔平成19年規則78号〕

（免許の申請）

第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第4条第2項又は第3項の規定により二級建築士又は木造建築士（以下「二級建築士等」という。）の免許を受けようとする者は、二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）に、戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、法第4条第3項の規定により二級建築士等の免許を受けようとする者は、前項に規定する申請書に外国の建築士免許を受けていることを証する書類を添えなければならない。

一部改正〔昭和39年規則64号・59年27号・平成19年78号〕

第2条 削除

削除〔平成12年規則76号〕

（免許）

第3条 第1条の規定による書類の提出があったときは、知事は、これを審査し、申請者が二級建築士等となる資格を有すると認めるときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、申請者に二級建築士免許証（第2号様式）又は木造建築士免許証（第2号様式の2）を交付する。

2 申請者が二級建築士等となる資格を有しないと認めるときは、知事は、その理由を付した書面をもって当該申請者に通知しなければならない。

一部改正〔昭和39年規則64号・59年27号・平成19年78号・20年66号・21年36号〕

（登録事項）

第4条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号及び登録年月日

- (2) 氏名、生年月日及び性別
 - (3) 二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）の合格の年月日及び合格証書番号（外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日）
 - (4) 法第10条第1項の規定による戒告、業務停止又は免許の取消しの処分及びこれらの処分を受けた年月日
 - (5) 法第22条の2第1号から第3号までに定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号
 - (6) 法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号
- 一部改正〔昭和39年規則64号・59年27号・平成19年78号・20年66号〕

（登録事項の変更）

第5条 二級建築士等は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。

- 2 二級建築士等は、前項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて、免許証の書換え交付を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定による届出又は申請は、二級・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（第3号様式）により、行わなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による届出があつた場合においては、名簿を訂正し、第2項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

一部改正〔昭和39年規則64号・59年27号・平成19年78号・20年66号・21年36号〕

（免許証の再交付）

第6条 二級建築士等は、免許証等を汚損し、又は失つた場合においては、遅滞なく、二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号様式）を、汚損した場合にあつてはその免許証等を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に免許証を再交付する。
- 3 二級建築士等は、第1項の規定により、免許証の再交付を申請した後、失つた免許証等を発見した場合においては、発見した日から10日以内にこれを知事に返納しなければならない。

一部改正〔昭和59年規則27号・平成12年76号・19年78号・20年66号・21年36号〕

（免許取消しの申請及び免許証等の返納）

第7条 法第8条の2の規定による届出は、同条第1号に掲げる場合については二級・木造建築士死亡届（第5号様式）により、同条第2号に掲げる場合については二級・木造建築士に係る後見・保佐開始審判届（第6号様式）により、同条第3号に掲げる場合については二級・木造建築士欠格事由該当届（第7号様式）に免許証等を添えて、行わなければならない。

- 2 二級建築士等は、法第9条第1項第1号に規定する免許の取消しを申請する場合においては、二級・木造建築士免許取消申請書（第8号様式）に免許証等を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 二級建築士等が失踪（そう）の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失踪（そう）の届出義務者は、失踪（そう）の宣告の日から30日以内に、二級・木造建築士失踪（そう）宣告届（第9号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 二級建築士等は、法第9条第1項（同項第1号及び第2号を除き、同項第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証等を知事に返納しなければならない。

一部改正〔昭和39年規則64号・59年27号・平成12年76号・19年78号・20年66号〕

(登録の抹消)

第8条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第3項の規定による届出があった場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した名簿を抹消した日から5年間保存する。

一部改正〔昭和39年規則64号・59年27号・平成19年78号〕

(住所等の届出)

第9条 法第5条の2第1項の規定による届出は、二級建築士等にあつては、二級・木造建築士住所等届(第10号様式)により、行わなければならない。

全部改正〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成19年規則78号〕

(免許証等の領置)

第10条 知事は、法第10条第1項の規定により二級建築士等に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士等に対して、免許証等の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

一部改正〔昭和59年規則27号・平成19年78号・20年66号〕

(指定の申請)

第10条の2 法第10条の20第2項の規定による指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款及び登記事項証明書

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(4) 申請に係る意思の決定を証する書類

(5) 役員の名及び略歴を記載した書類

(6) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

(8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

(9) その他参考となる事項を記載した書類

追加・一部改正〔平成20年規則66号〕

(名称等の変更の届出)

第10条の3 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

追加〔平成20年規則66号〕

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第10条の4 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名

(2) 選任又は解任の理由

(3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

- 2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

追加〔平成20年規則66号〕

(登録事務規程の認可の申請等)

第10条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

追加〔平成20年規則66号〕

(事業計画等の認可の申請等)

第10条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

追加〔平成20年規則66号〕

(名簿の閲覧)

第10条の7 指定登録機関は、法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項の規定により二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供するため、登録簿閲覧所(次項において「閲覧所」という。)を設けなければならない。

- 2 指定登録機関は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を公示しなければならない。

追加〔平成20年規則66号〕、一部改正〔平成21年規則36号〕

(登録状況の報告)

第10条の8 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数

(2) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

- 2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

- 3 報告書等(第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

追加〔平成20年規則66号〕

(不正登録者の報告)

第10条の9 指定登録機関は、二級建築士等が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士等に係る登録事項
- (2) 偽りその他不正の手段

追加〔平成20年規則66号〕

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第10条の10 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由

追加〔平成20年規則66号〕

(指定登録機関への書類の交付)

第10条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2、法第8条の2又は第7条第3項の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号。以下「省令」という。）第40条第4項又は省令第43条第4項の規定による報告書等の送付 省令第40条第2項第2号イ又は省令第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項
- (3) 第18条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

追加〔平成20年規則66号〕

(免許の取消し等の処分の通知)

第10条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士等の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士等に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- (1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- (2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- (3) 処分の内容及び処分を行った年月日

追加〔平成20年規則66号〕

(公示)

第10条の13 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、香川県報で告示することによって行う。

追加〔平成20年規則66号〕

(規定の適用)

第10条の14 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第1条第1項、第3条、第5条、第6条、第7条第4項及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第1条第1項中「二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）」とあるのは「二級・木造建築士免許申請書」と、第3条第1項中「二級建築士免許証（第2号様式）又は木造建築士免許証（第2号様式の2）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第5条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項中「二級・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（第3号様式）」とあるのは「登録事項変更届・書換え交付申請書」と、同条第4項並びに第6条の見出し及び同条第2項中「免

許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号様式）」とあるのは「再交付申請書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第8条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の規定による届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第10条の11の規定により前条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

追加〔平成20年規則66号〕、一部改正〔平成21年規則36号〕

第2章 試験

追加〔平成19年規則78号〕

第11条 削除

削除〔平成20年規則66号〕

（二級建築士試験の方法）

第12条 二級建築士試験は、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第13条第1項に規定する基準に従い、学科及び設計製図（仕様書の作成を含む。以下同じ。）について、筆記試験により行う。

2 設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 第1項に規定する学科の試験は、次に掲げる科目について行う。

（1） 建築計画（建築設備の概要を含む。）

（2） 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

（3） 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

（4） 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び法並びにこれらの関係法令をいう。）

4 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。）については、その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験に引き続いて行われる次の2回の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

5 前項に規定する申請は、受験申込書に学科の試験に合格したことを証する書面を添えて、行うものとする。

全部改正〔昭和52年規則22号〕、一部改正〔昭和59年規則27号・平成19年78号〕

（木造建築士試験の方法）

第13条 木造建築士試験は、建築士法施行規則第13条の2第1項に規定する基準に従い、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

2 設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 第1項に規定する学科の試験は、小規模の木造の建築物に関して、次に掲げる科目について行う。

（1） 建築計画（建築設備の概要を含む。）

（2） 建築構造（建築材料を含む。）

（3） 建築施工（施行契約及び敷地測量を含む。）

（4） 建築法規（建築基準法及び法並びにこれらの関係法令をいう。）

4 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。）については、その申請により、学科の試験に合格した木造建築士試験に引き続いて行われる次の2回の木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

5 前項に規定する申請は、受験申込書に学科の試験に合格したことを証する書面を添えて、行うものとする。

全部改正〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成19年規則78号〕

（試験期日等の公告）

第14条 知事は、二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項を公告する。

一部改正〔昭和59年規則27号・平成19年78号・20年66号〕

（受験申込書）

第15条 二級建築士等試験（法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が同項に規定する二級建築士等試験事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由のある場合においては、これに代わる適当な書類）
 - (2) 法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同以上の知識及び技能を有することを証する書類
 - (3) 法第14条第1号に規定する建築実務の経験を必要とする者にあつては、当該建築実務の経験を証する書類
- 2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士等試験を受けようとする者は、受験申込書に前項に掲げる書類を添えて、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関に提出しなければならない。

全部改正〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成19年規則78号・20年66号〕

第16条 削除

削除〔平成12年規則76号〕

（合格の公告及び通知）

第17条 知事又は指定試験機関は、二級建築士等試験に合格した者の受験番号を公告するとともに、本人に合格した旨を通知する。

- 2 知事又は指定試験機関は、学科の試験に合格した者にその旨を通知する。

一部改正〔昭和28年規則43号・33年14号・52年22号・59年27号・平成12年76号・19年78号〕

（受験者の不正行為に対する措置に関する報告書）

第18条 指定試験機関は、法第13条の2第2項の規定により同条第1項に規定する知事の職権を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 不正行為に係る試験の年月日及び試験地
- (3) 不正行為の事実
- (4) 処分内容及び年月日
- (5) その他知事が必要と認める事項

一部改正〔昭和59年規則27号・平成19年78号〕

（指定の申請）

第18条の2 法第15条の6第2項の規定による指定を受けようとする者（次項第11号において「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
 - (2) 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - (3) 二級建築士等試験事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 定款及び登記事項証明書
 - (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
 - (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
 - (5) 役員の名及び略歴を記載した書類
 - (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (7) 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
 - (8) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (9) 二級建築士等試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - (10) 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類
 - (11) 指定申請者が法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

(12) その他参考となる事項を記載した書類
追加〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成17年規則4号・20年66号〕
(名称等の変更の届出)

第18条の3 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

追加〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第18条の4 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

追加〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

(試験委員の選任及び解任の届出)

第18条の5 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第3項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 試験委員の氏名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

追加〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

(試験事務規程の認可の申請等)

第18条の6 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する試験事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

追加〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

(事業計画等の認可の申請等)

第18条の7 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

追加〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく、次に

掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 試験年月日
- (2) 試験地
- (3) 受験申込者数
- (4) 受験者数
- (5) 合格者数
- (6) 合格年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- (1) 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

追加〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

（二級建築士等試験事務の休廃止の許可の申請）

第18条の9 指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等試験事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由

追加〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

（公示）

第18条の10 法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、香川県報で告示することによって行う。

追加〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

第3章 建築士事務所

追加〔平成19年規則78号〕

（登録の通知）

第19条 法第23条の3第2項の規定による登録の通知は、建築士事務所登録済証印（第11号様式）を押した登録申請書の副本を交付してこれに代える。

追加〔昭和31年規則7号〕、一部改正〔昭和40年規則86号・平成12年76号・19年78号〕

（変更の届出）

第20条 法第23条の5の規定による届出は、建築士事務所登録事項変更届（第12号様式）により、行わなければならない。

追加〔平成19年規則78号〕

（廃業等の届出）

第21条 法第23条の7の規定による届出は、建築士事務所廃業等届（第13号様式）により、行わなければならない。

追加〔平成19年規則78号〕

（登録簿等の閲覧）

第21条の2 法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）は、同項の規定により登録簿及び法第23条の9第3号に掲げる書類

（国土交通省令で定める書類に限る。）を一般の閲覧に供するため、登録簿閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 指定事務所登録機関は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧

規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を公示しなければならない。

追加〔平成21年規則36号〕

(公示)

第21条の3 法第26条の3第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、香川県報で告示することによって行う。

追加〔平成20年規則66号〕、一部改正〔平成21年規則36号〕

(規定の適用)

第21条の4 指定事務所登録機関が法第26条の3第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第19条から第21条までの規定の適用については、第19条中「建築士事務所登録済証印(第11号様式)を押した登録申請書の副本を交付してこれに代える」とあるのは「指定事務所登録機関が定めるところにより行うものとする」と、第20条中「建築士事務所登録事項変更届(第12号様式)」とあるのは「登録事項変更届」と、第21条中「建築士事務所廃業等届(第13号様式)」とあるのは「廃業等届」とする。

追加〔平成20年規則66号〕、一部改正〔平成21年規則36号〕

第4章 建築士審査会

追加〔平成19年規則78号〕

(建築士審査会の庶務)

第22条 香川県建築士審査会の庶務は、土木部建築指導課において処理する。

一部改正〔昭和27年規則17号・31年7号・39年64号・40年86号・50年16号・51年24号・平成12年76号・19年78号・24年21号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和27年12月31日までにに行われる二級建築士試験において、同時に2科目以上の合格点を得た者については、第12条第2項の規定にかかわらず、当該試験の後に行われる最初の2回の二級建築士試験を受ける場合に限り、当該科目及び当該試験の後に合格点を得た科目の試験を免除する。

追加〔昭和27年規則17号〕

附 則 (昭和27年4月22日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和28年6月18日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和31年2月21日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和33年5月13日規則第14号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和32年の二級建築士試験において3科目又は4科目の科目に合格点を得ている者で、昭和33年に受験する者又は病気その他の事故により昭和33年の試験を受けることができない者で、その旨を知事に届け出て知事がやむを得ない理由があると認めた者については、昭和32年の試験の後に引き続き行われる4回の試験において、その合格点を得た科目の試験を免除する。

3 前項の試験を受けることのできない旨の届出の手續については、この規則による改正前の第12条第3項の規定の例による。

附 則 (昭和39年3月31日規則第45号)

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年7月23日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年4月5日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年11月27日規則第86号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年12月28日規則第44号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた二級建築士試験において1科目以上の科目に合格点を得

た者については、改正後の建築士法施行細則第12条第2項の規定にかかわらず、その試験の後に引き続き行われる4回の試験において、その合格点を得た科目の試験を免除する。

附 則（昭和50年3月29日規則第16号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年2月21日規則第3号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日規則第24号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の建築士法施行細則第12条の規定に基づく二級建築士試験で昭和51年以前に行われたものにおいて合格点を得た科目を有する者で当該科目につき試験の免除を受けられるものについては、改正後の建築士法施行細則の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後なお従前の例により引き続き2回の二級建築士試験を行う。ただし、当該者が改正後の建築士法施行細則の規定に基づく二級建築士試験を受験することを妨げない。

附 則（昭和59年3月31日規則第27号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月11日規則第4号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月29日規則第16号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年8月1日規則第42号）

- 1 この規則は、平成6年9月1日から施行する。

- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第20号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第76号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第4号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成19年8月21日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第66号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成20年12月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の第2号様式による免許証は、当分の間、なおこれを使用することができる。

- 3 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第2項、第3項又は第6項に該当する者に係る受験申込書に添える第15条第1項第1号に掲げる書類については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月27日規則第36号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の第2号様式による免許証は、当分の間、なおこれを使用することができる。

- 3 この規則の施行の際現に免許証の交付を受けている二級建築士等は、改正後の第2号様式又は第2号様式の2による免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、改正後の第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請とみなす。

- 4 前項の申請は、附則様式の二級・木造建築士免許証交付申請書により、行わなければ

ならない。

附則様式

(附則第4項関係)

附則(平成24年3月30日規則第21号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

第1号様式

(第1条関係)

全部改正〔平成21年規則36号〕

第2号様式

(第3条、第5条、第6条、第7条、第10条関係)

全部改正〔平成21年規則36号〕

第2号様式の2

(第3条、第5条、第6条、第7条、第10条関係)

追加〔平成21年規則36号〕

第3号様式

(第5条関係)

全部改正〔平成21年規則36号〕

第4号様式

(第6条関係)

全部改正〔平成21年規則36号〕

第5号様式

(第7条関係)

全部改正〔平成19年規則78号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

第6号様式

(第7条関係)

追加〔平成19年規則78号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

第7号様式

(第7条関係)

追加〔平成19年規則78号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

第8号様式

(第7条関係)

追加〔平成19年規則78号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

第9号様式

(第7条関係)

追加〔平成19年規則78号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

第10号様式

(第9条関係)

全部改正〔平成21年規則36号〕

第11号様式

(第19条関係)

全部改正〔昭和59年規則27号〕、一部改正〔平成12年規則76号・19年78号〕

第12号様式

(第20条関係)

追加〔平成19年規則78号〕、一部改正〔平成20年規則66号〕

第13号様式

(第21条関係)

追加〔平成19年規則78号〕